

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）					
地区名	あらい 荒井地区					
事業箇所	西尾市米津町					
事業のあらまし	<p>本地区は西尾市の北部に位置し、一級河川矢作川の右岸に広がる水田地帯である。地区内の基盤は、昭和40年頃に整備が済んでいるが、整備後40年以上が経過するなかで、多くの課題を抱えており、担い手への集約化に支障を来している状況にある。</p> <p>このため、用水、排水、農道の整備を区画整理により一体的に進めることに加え、暗渠排水、客土を行い排水不良の農地を解消し、担い手農家への農地利用集積を促進し、農業の持続的発展と農村環境の保全を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>経営規模の拡大による経営の安定を図るため、担い手農家への農地利用集積率の向上（現況70.0%から5%ポイント以上増加）を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	18.0億円		■工事費 15.8億円、■用補費 1.0億円、■その他 1.2億円			
事業期間	採択予定年度	平成30年度	着工予定年度	平成31年度	完成予定年度	平成35年度
事業内容	区画整理 66.8ha					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>地区内の用排水路は、老朽化の進行により漏水が多く営農にも影響が出ている状況にある。また、排水不良の農地も多く機械による農作業が困難な区画があり、担い手への農地集積の支障になっている。</p> <p>今後、高齢化による農業従事者の減少がさらに進むことが予想され、農業の存続や農村環境の荒廃が危ぶまれていることから、担い手農家が将来にわたって地域の農業を支えることができるよう、農業生産基盤を整備する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農業の存続や農村環境の荒廃が危惧される要因となっている狭小な区画の解消や用排水路の老朽化等に対応することにより、担い手農家への農地利用集積を促進し、効率的な営農を実現する必要がある。</p>			

②事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】																																																																																						
		区分		事前評価時 (基準年: H29)	備考																																																																																			
	費用 (億円)	事業費			14.2																																																																																			
		その他費用(注)			5.7																																																																																			
		合計(C)		19.9																																																																																				
効果 (億円)	作物生産効果			9.1																																																																																				
	品質向上効果			0.3																																																																																				
	営農経費節減効果			10.7																																																																																				
	維持管理費節減効果			△ 0.3																																																																																				
	耕作放棄地防止効果			0.0																																																																																				
	非農用地創設効果			2.1																																																																																				
		合計(B)		21.9																																																																																				
	(参考)	水稲作付面積(ha)	31.9																																																																																					
	算定要因	畑作付面積(ha)	0.1																																																																																					
	費用対効果分析結果(B/C)			1.09																																																																																				
	<p>※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。</p> <p>注)その他費用の内訳</p> <p>①当該施設 再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格</p> <p>②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(国営矢作川用水等) 新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格</p> <p>※評価期間:46年(当該事業の工事期間6年+40年)</p> <p>「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。</p>																																																																																							
2) 貨幣価値化困難な効果	該当なし																																																																																							
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。																																																																																						
		【理由】 費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。																																																																																						
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・整地工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・道路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・排水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・暗渠排水工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・客土工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費(億円)</td> <td></td> <td></td> <td>16.3</td> <td></td> <td></td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>								H30	H31	H32	H33	H34	H35	工種 区分	調査・設計	←	→					用地補償		←				→	工事							・整地工		←				→	・道路工		←				→	・用水路工		←				→	・排水路工		←				→	・暗渠排水工		←				→		・客土工		←				→		事業費(億円)			16.3			1.7
			H30	H31	H32	H33	H34	H35																																																																																
	工種 区分	調査・設計	←	→																																																																																				
		用地補償		←				→																																																																																
工事																																																																																								
・整地工			←				→																																																																																	
・道路工			←				→																																																																																	
・用水路工			←				→																																																																																	
・排水路工			←				→																																																																																	
・暗渠排水工			←				→																																																																																	
	・客土工		←				→																																																																																	
	事業費(億円)			16.3			1.7																																																																																	
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																																																							
3) 環境への影響	<p>工事は保全すべき生物が減少する非かんがい期に施工すると共に、工事に際しては濁水の流出対策を実施し、下流域への影響を軽減する。</p> <p>生息環境への配慮として、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。</p>																																																																																							
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																																																																						
		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。																																																																																						

④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	耕作放棄地の増加、用排水施設の老朽化等への対処を図るため、区画整理、用排水路の改修等を個別に実施する手法と、現計画のとおり一体的に整備する手法を比較検討した結果、現計画は事業効果が早期発現し、経費が安価となることから、最も妥当である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。  【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。
III 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・担い手農家への農地利用集積率 ・営農状況			
V 事業評価監視委員会の意見			
荒井地区の対応方針（案）[事業実施]を了承する。			
VI 対応方針			
事業実施			